

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成 22 年 4 月 1 日
21 生畜第 2045 号
21 農振第 2454 号
21 林整計第 336 号
21 水港第 2724 号

(最終改正) 令和 7 年 4 月 1 日
6 畜産第 3570 号
6 農振第 2910 号
6 林整計第 683 号
6 水港第 3001 号

第 1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

① 農地整備

別紙 1 に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

② 水利施設整備

別紙 2 に定めるところにより、農業用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③ 農地防災

別紙 3-1 及び別紙 3-2 に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④ 農村整備

別紙 4-1 及び別紙 4-2 に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤ 農業用水保全の森づくり事業

別紙 5 に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙 6 に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙 7 に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙 8 に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙 9 に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙 10 に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙 11 に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙 11 に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙 11 に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12-2 に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所を緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

2 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、1 に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第3 農山漁村地域整備計画

1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

2 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっての様式は、別記参考様式第 1 号を参考とするものとする。

3 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第 2 号を参考とするものとする。

4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。

(2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

(4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤

整備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

5 整備計画の提出

実施要綱第3の1の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度3月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

6 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

第4 助成

実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1から別紙12-2までに定めるものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第6 交付金交付決定前の着手

- 1 実施要綱第6の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第3号を参考とするものとする。

第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1から別紙12-2までに定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長、23農振第2611号農林水産省農村振興局長、23林整計第345号林野庁長官、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1－1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1－1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1－1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3－1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4－1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4－1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1－1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び運用 2 の第 9 の 2 (1) イ並びに別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附則 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

農山漁村地域整備計画

計画の名称									
計画策定主体									
対象市町村									
計画の期間									
計画の目標									
定量的指標									
対象事業									
事業名		事業実施主体	関係市町村	計画期間内の 事業内容 (工種及び数量)	工期	計画期間内の 総事業費	費用対効果	備考	
事業型	事業箇所名 (地区名)								
〇〇事業①									
効果促進事業									
〇〇事業②									
.....									
.....									
合計 (全体事業費)									

別記参考様式第2号

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

〔 農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕※1

都道府県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第3の1の規定により、別紙※2のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長）を經由することができる。

※2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第3の1に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第1号）

農林水産大臣 殿

〔農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由〕 ※1

事業実施主体の長※2

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第6の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※2 提出にあたり、事業実施主体の長が都道府知事又は市町村長以外の場合、交付主体（都道府県知事又は市町村長）を経由しなければならない。

別紙

- 1 農山漁村地域整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業実施主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別紙一覧表

別紙	1	農地整備に係る運用
別紙	2	水利施設整備に係る運用
別紙	3 - 1	農地防災に係る運用
別紙	3 - 2	農地防災に係る取扱い
別紙	4 - 1	農村整備に係る運用
別紙	4 - 2	農村整備に係る取扱い
別紙	5	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6	森林整備事業に係る運用
別紙	7	治山事業に係る運用
別紙	8	水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12 - 1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12 - 2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13	効果促進事業に係る運用

別紙1（農地整備に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)に掲げる農地整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用1から運用4までに定めるところによる。

第2 農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用1に掲げる事業とする。

2 農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じたきめ細かな農地整備等を行う事業であり、運用2に掲げる事業とする。

3 実施計画策定事業

農地整備事業等の整備対象となる地域において、整備対象の事業実施計画の策定に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行う実施計画策定を行う事業であり、運用3に掲げる事業とする。

4 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産生産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を行う事業であり、運用4に掲げる事業とする。

運用1（農地整備事業）

第1 定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等

農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）をいう。

2 経営等農用地

所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （1）耕起
- （2）代かき
- （3）田植え又は播種
- （4）収穫

3 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）であること。
- （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下この別紙において同じ。）であること。
- （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
- （4）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下この別紙において

同じ。) であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。
この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4 集約化

同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。））、都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第2 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(7)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 耕作放棄地型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げ

るものを実施するもの

- (2) (1) の生産基盤整備事業と別表 1 の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの

3 経営体育成型及び耕作放棄地型に係る共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表 1 の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (5) の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表 1 の区分の欄の 1 の (3) から (7) までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表 1 の区分の欄の 1 の (1) 及び (2) に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

- (2) 営農環境整備事業（別表 1 の区分の欄の 3 の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含むこととする。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化

に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね 10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が 2 戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意すること。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表 1 の区分の欄の 4 の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の（1）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）農業経営高度化支援事業の啓発普及

（イ）農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

（ウ）農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

（エ）市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（4）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別表 1 の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の開始年度の前々年度から第 5 の 1 により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）関係農家の意向調査活動

（イ）土地利用調整活動

（ウ）農用地流動化についての関係機関との調整活動

（エ）農業機械の利用再編に関する活動

（オ）普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

（カ）農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

（キ）その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（2）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち指導事業の内

容は、以下のとおりとする。

- (ア) 本事業の啓発普及
- (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
- (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
- (エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導
- (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
- (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 関係機関との調整活動
- (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- (ア) 中心経営体農地集積促進事業
中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- (イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業
耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）の内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (カ) 転作後に必要な田面整地作業
 - (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備
 - (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
 - (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
 - (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等
- シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。
- ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）の範囲内で実施するものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

4 通作条件整備

以下の事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線（以下この別紙において「既設の農道」という。）について、点検診

断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙において「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落（以下この別紙において「農業集落」という。）を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

第 3 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2 から 7 までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 高度土地利用調整事業のうち指導事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地活用推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

7 通作条件整備における保全対策型の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。

第4 実施要件

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針(以下この別紙において「基本方針」という。)が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域(以下この別紙において「営農区」という。)の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想(以下この別紙において「整備構想」という。)が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。)が、事業開始時(高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。)に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

イ 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農用地面積(以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。)の割合(以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。)が、別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区において

は、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成 22 年経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）第 7 に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実に見込まれること。

(3) 農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「中心経営体集積率」という。）が 35%以上となること。

(4) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(5) (6) に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のアからエの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2/3 以上であること。

ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に

規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」という。））

エ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）

- (6) 自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（以下のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、（5）にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- (7) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること

2 耕作放棄地型

- (1) 農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第3号により、整備基本構想が市町村により策定されていること。

- (2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。

ア 営農区の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドライン」の策定につい

て」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2126 号農村振興局長通知）に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。

なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。

- (3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び次のいずれかの基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上の場合にあっては、3%以上）であること。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別紙において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

- (4) (3) の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

- (5) 農業経営高度化促進事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合にあっては、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が 4%以上となることとする。

3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1) のイ及び(2) のエに規定する保全対策型（以下この別紙においては「保全対策型」という。）の実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半

島振興対策実施地域」という。)又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が1億円以上であること。

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が5千万円以上であること。

(ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯(以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。)、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。)又は指定棚田地域において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ 樹園地等型

受益面積がアの(ア)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの。

(ア) 総事業費及び全幅員がアの(イ)及び(ウ)の条件に適合する幹線農道

(イ) 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道

(ウ) 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道

(エ) 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設(野菜指定

産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。)

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、指定棚田地域、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であつて、次の条件に適合するもの。

(ア) 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が5千万円以上であること。

(ウ) 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。

(3) 事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものを対象とする。

(4) 基幹農道整備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

第5 計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところ

により、市町村から（２）の促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「令」という。）第 50 条第 3 項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（１）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第 50 条第 3 項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

（ア）計画区域の現況

（イ）担い手等の見通し

（ウ）担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第 4 の 1 の（２）の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

（２）促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第 6 の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

（ア）農業振興地域の整備に関する法律第 4 条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第 8 条に規定する市町村農業振興地域整備計画

（イ）農業農村整備事業管理計画について（平成 3 年 6 月 24 日付け 3 構改 D 第 400 号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

（ア）計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落

の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別記様式第4号により令第50条第8項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、遊休農地利用増進整備計画は、第4の2の（1）の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

(ア) 高付加価値農業に関する営農計画

(イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

(ウ) 農用地の権利移動状況

(エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

(1) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

- (2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別記様式第5号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第2の4の(1)のイ並びに(2)のウ及びエの事業についてはこの限りではない。通作条件整備の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

- (1) 本事業（保全対策型を除く。）を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や関連する農業基盤整備等について別記様式第6号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

- (2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第7号に定める保全対策基本方針を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が保全対策基本方針を作成する場合、作成後、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て保全対策基本方針を作成することができる。

- (3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第8号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）を作成後、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

る。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。

第6 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型において、促進計画を変更した場合には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 農道の新設又は改良を行うもの（第2の3の(2)のウに規定する農業集落間型（以下この別紙において「農業集落間型」という。）によるものを除く。）

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下この別紙において「告示」という。）第1号の(3)のイの(ア)及び(イ)に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

(2) 保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行う

ものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第7 事業の達成状況報告等

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況等について報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

- (1) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第10号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度については翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告において達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

る。

- (6) 地方農政局長等は(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあつては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (7) (3)及び(4)の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。
- (8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でない認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

第4の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、別記様式第11号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度又は生産基盤整備事業等の完了年度の5年後については、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 耕作放棄地活用状況評価報告

- (1) 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施しない場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後)に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、別記様式第12号により翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

4 農道保全対策計画

通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第8 助成

- 1 国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につ

き、都道府県に助成するものとする。なお、工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。

3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）までにおいて実施するものとする。

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後までにおいて実施するものとする。

5 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

ア 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円

イ 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

ウ 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

6 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄に示す助成割合を乗じた額とする。

7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。

第9 発電施設における固定価格買取制度との調整等

1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をい

う。以下この別紙において同じ。)が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第10 その他

1 この事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところによる。

2 別表1の区分2から4までの事業(2の(3)の事業を除く。)は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

4 第8の6、7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

5 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和2年2月農林水産省策定)等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

7 第2の3((2)のウを除く。)及び別表1の区分1の事業による盛土・切土

等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

- 8 7に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は7の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 11 経過措置

- 1 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2095 号農林水産省生産局長、25 農振第 2128 号農林水産省農村振興局長、25 林整計第 960 号林野庁長官、25 水港第 2975 号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあつては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に第 4 の 3 の（1）のイ及び（2）のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手した事業における実施要件については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 畜産第 3570 号農林水産省畜産局長、6 農振第 2910 号農林水産省農村振興局長、6 林整計第 683 号林野庁長官、6 水港第 3001 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金要領に基づき実施していた地区にあつては、改正前の第 12 について、なお従前の例による。

別 記

- 1 工事費
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 促進費

別表 1

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型に限る
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型に限る
	(2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	耕作放棄地型に限る
	イ 調査・調整事業	耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	耕作放棄地型に限る
	(3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援	経営体育成型に限る
	イ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	(4) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	経営体育成型に限る
	(5) 耕作放棄地活用推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	耕作放棄地型に限る

別表 2 (経営体育成型の実施要件)

区 分	現 況	基 準	要 件
1 第4の1の (2)のアの 集積率要件	20 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地利用 集積率が左記の ように増加する ことが確実と見 込まれること
	20 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイント以上増加 すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上となること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイント以上増加 すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られる こと	
2 第4の1の (2)のイの 集約化率要件	13 パーセント未満	20 パーセント以上となること	担い手農地集約 化率が左記のよ うに増加するこ とが確実と見込 まれること
	13 パーセント以上 35 パーセント未満	7 パーセントポイント以上増加 すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増 加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られるこ と	

別表3（農業経営高度化促進事業の助成）

区 分	中心経営体農地集積率	助 成 割 合
1 中心経営体農地集積促進事業	35 パーセント以上 45 パーセント未満	0.035
	45 パーセント以上 55 パーセント未満	0.045
	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065
	75 パーセント以上	0.075
	2 耕作放棄地解消・集積促進事業	耕作放棄地集約化率
4 パーセント以上 5 パーセント未満		0.020
5 パーセント以上 6 パーセント未満		0.030
6 パーセント以上 7 パーセント未満		0.040
7 パーセント以上 8 パーセント未満		0.050
8 パーセント以上 9 パーセント未満		0.060
9 パーセント以上 10 パーセント未満		0.070
10 パーセント以上		0.075

(別記様式第1号)

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域 (面積)		(h a)
			(h a)
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

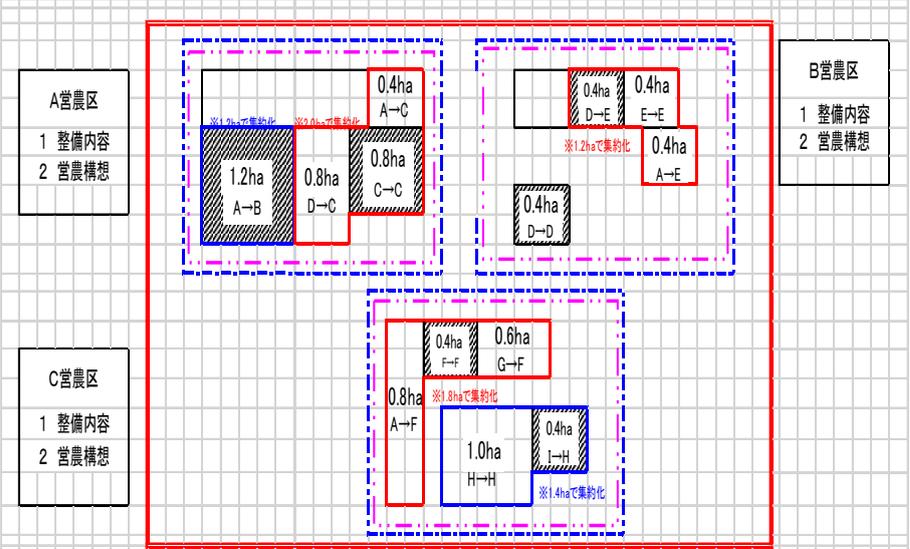
注1: 「集約化を進める区域」は大字単位とする。

注2: 「集約化の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進体制整備計画に示す部会(推進組織)等も含めた推進体制について記載する。

注3: 「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想

事 項	内 容																																						
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針： 																																						
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） <p>・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区）</p>  <table border="1" data-bbox="518 1534 774 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>受益面積</th> <th>集約化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="813 1534 1276 1713"> <thead> <tr> <th colspan="4">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td></td> <td>担い手の集約化算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前歴事業</td> <td></td> <td>定範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td></td> <td>中心経営体の集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益面積</td> <td></td> <td>約化算定範囲</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		受益面積	集約化面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	凡例				地区		担い手の集約化算		前歴事業		定範囲		営農区		中心経営体の集		受益面積		約化算定範囲	
	受益面積	集約化面積																																					
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																																					
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																																					
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																																					
D営農区	ha	ha																																					
E営農区	ha	ha																																					
凡例																																							
地区		担い手の集約化算																																					
前歴事業		定範囲																																					
営農区		中心経営体の集																																					
受益面積		約化算定範囲																																					
8. その他	<p>第1の4に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要 																																						

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	<ul style="list-style-type: none"> 営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想													
事項	内容												
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none">・農業の生産性の向上方針：・担い手育成・確保方針：・農業生産活動方針：												
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。 (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①地区範囲、(営農区範囲)②各営農区の整備内容③各営農区の整備目的 <p>・耕作放棄地型(〇〇地区)</p> <table border="1"><caption>凡例</caption><tr><td>地区</td><td>[Red solid line]</td></tr><tr><td>営農区</td><td>[Blue dashed line]</td></tr><tr><td>排水改良</td><td>[Red dotted pattern]</td></tr><tr><td>区画整理</td><td>[Red vertical lines pattern]</td></tr><tr><td>客土</td><td>[Green grid pattern]</td></tr><tr><td>耕作放棄地</td><td>[Brown cross-hatch pattern]</td></tr></table>	地区	[Red solid line]	営農区	[Blue dashed line]	排水改良	[Red dotted pattern]	区画整理	[Red vertical lines pattern]	客土	[Green grid pattern]	耕作放棄地	[Brown cross-hatch pattern]
地区	[Red solid line]												
営農区	[Blue dashed line]												
排水改良	[Red dotted pattern]												
区画整理	[Red vertical lines pattern]												
客土	[Green grid pattern]												
耕作放棄地	[Brown cross-hatch pattern]												

※ 6及び7については、第4の2の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第4号)

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府 県名		地区名		所在地				
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合			%		
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得 (令和 年)		
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農業所得	千円
							農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)						
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 第4の2の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
認定農業者	()	()	()	()	()	()	()
認定新規就農者	()	()	()	()	()	()	()
集落営農組織	()	()	()	()	()	()	()
市町村基本構想水準到達者	()	()	()	()	()	()	()
中心経営体	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
<合計> 担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)

※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画（第4の2の(2)に該当する場合のみ記入すること）

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

区分 事業名		面積 (ha)					備考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							

6 耕作放棄地解消支援計画

(別表1の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

(別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
認定農業者			
認定新規就農者			
集落営農組織			
市町村基本構想水準 到達者			
中心経営体			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積)	[]	[]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

(運用別表の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

＜整備区域概要図＞ (整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)	
事項	内容
1. 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)
3. 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4. 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5. 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)ごとに、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。

保全対策基本方針

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針

(既設の農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要

①地域状況

②地域の農地面積

単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

③主要農作物の作付状況

作物名	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (千円)	備考

④地区の農家状況

集落名	戸数			人口				備考
	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農家率 (%)	総戸数 (人)	農家人口 (人)	農業就業人口 (人)	農業就業人口比率 (%)	
合計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長 (m)	車道幅員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	実施年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名 (施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第8号)

緊急対策施行申請書

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 整備施設の概要

(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況

① 地域の農地面積

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長(m)	車道幅員(m)	全幅員(m)	管理者			事業名	地区名	実施年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第6の規程により、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[耕作放棄地型の場合]

2. 遊休農地利用増進整備計画書

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

(別記様式第10号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	〇年度の主な工事内容
	総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	

一体的に実施した関連 支援事業	実施した関連支援事業 の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積（又は農地集約化）の実績

(第4の1の(2)のアにより採択された場合)

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

ア 担い手への農地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)			
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積 B = C + D + E (ha)	農地所有 適格法人等の 所有面積	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法
 (第4の1の(2)のアにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	組織数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	経営体数	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積 (ha)	人数	集約化面積 (ha)	組織数	集約化面積 (ha)	人数	集約化面積 (ha)	経営体数	集約化面積 (ha)	人数等	集約化面積 (ha)	人数等	集約化面積 (ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(第4の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	中心経営体	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	経営体数	人数等
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
計画	()	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含 む)	特定 農業法人 となった日 (予定含 む)	認定農業者 認定日 (予定含 む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含 む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
	その他事業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
構成員数	総 数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況(うち市町村・農協系統の有するもの) 法人と取引関係等にある者⑥				
業務執行役員数	総 数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に従事する者数				
備 考					

注1：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

(別記様式第12号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

3 耕作放棄地集約化の実績

(別表1の区分の欄の4の(3)イの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
認定農業者				
認定新規就農者				
集落営農組織				
市町村基本構想水準 到達者				
中心経営体				
今後育成する農業者				
<合計>	(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

4 特記事項 (事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

運用 2（農業基盤整備促進事業）

第 1 事業の内容

本事業の事業内容は、別表 1 の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第 2 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項 1 号の農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

第 3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（以下この別紙において「農業者団体」という。）

2 1 の (3) の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。

3 別表 1 の区分 2 の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第 4 計画の作成

1 事業実施主体は、別記様式第 1 号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

2 1 の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第4の農業基盤整備計画を策定していること。
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第6 事業の実施

事業の実施に当たっては、以下のいずれかにより行うものとする。

- 1 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第4により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。
- 2 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 農業基盤整備計画は、別記様式第2号により提出するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、第6の1により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、第6の2により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
- 3 事業変更報告書は、別記様式第3号により作成するものとする。

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- 3 1の「事業達成状況報告」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 4 2の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第4号によるものとする。

第9 助成

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。
 - (1) 別表1の定率助成に係るもの
事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額
 - (2) 別表1の定額助成に係るもの
事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計
- 2 定率助成について
1の（1）の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 船舶機械器具費
 - (5) 全体実施設計費
 - (6) 換地費
 - (7) 調査・調整費
 - (8) 経理管理・指導費
- 3 定額助成について
（1）1の（2）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。
なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げ

るもの

イ 事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) (1)のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの

(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(4) (3)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行

う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法に基づき実施するものとする。

2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 22 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号の公共施設に当たる。

4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性の確保を図るものとする。

6 別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(4)に該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合、別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄(4)に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(1)に該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用さ

れた場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 9 事業実施主体は、事業達成報告書及び農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定による実績報告書に、農業者施工の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であつて、都道府県が別表 1 の区分 1 の事業種類の欄（8）の指導（以下この別紙において「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。
- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。
- 12 別表 1 の区分 1 の（1）～（6）に掲げる事業及び区分 2 の（1）～（6）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 13 12 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 12 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道	農作業道の変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 区画拡大	農用地の区画拡大
	ア 水路変更なし	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	(2) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	(3) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(4) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(5) 客土	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(6) 除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫

別表2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	25万円/10a 【18万円/10a】	30万円/10a 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	23.5万円/10a 【17万円/10a】	28万円/10a 【20万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	6万円/10a 【5万円/10a】	7万円/10a 【6万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】	4万円/100m 【4万円/100m】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	42万円/10a 【29.5万円/10a】	50万円/10a 【35万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	40万円/10a 【28.5万円/10a】	48万円/10a 【34万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	19万円/10a 【13.5万円/10a】	22.5万円/10a 【16万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	17万円/10a 【12万円/10a】	20万円/10a 【14万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	12万円/10a 【8.5万円/10a】	14万円/10a 【10万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】	12.5万円/10a 【9万円/10a】
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	20.5万円/100m 【14万円/100m】	24.5万円/100m 【16.5万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】	22万円/100m 【15万円/100m】

(4) 末端畑地 かんがい施設	樹園地		29 万円/10a 【20.5 万円/10a】	34.5 万円/10a 【24.5 万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	18.5 万円/10a 【13 万円/10a】	22 万円/10a 【15.5 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5 万円/10m 【4.5 万円/10m】	7.5 万円/10m 【5 万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】
(5) 客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	26 万円/10a 【17.5 万円/10a】	31 万円/10a 【21 万円/10a】
(6) 徐礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	23.5 万円/10a 【16 万円/10a】	28 万円/10a 【19 万円/10a】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 - ア (1) にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算
 - イ (2) にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (3) にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 4) (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 5) (2) 及び(3) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合には、受益面積10アール当たり（(3) にあつては施工延長100メートル当たり）2万円を加算するものとする。
- 6) (2) について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 7) (2) については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等					
		〇〇 指導事業（〇〇）							
事業実施期間		〇〇年度～〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基 盤 整 備 の 計 画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						〇	〇	〇	〇〇 以降
定率助成	農業用排水施設	用水路 $L = 〇〇 km$							
	暗渠排水	$A = 〇〇 ha$							
	土層改良	客土 $A = 〇〇 ha$							
	区画整理	$A = 〇〇 ha$							
	農作業道	舗装 $L = 〇〇 km$							
	農用地の保全	土留工 $L = 〇〇 km$							
	調査・調整	調査・調整活動 1式							
	指導	〇〇〇〇							
						小計			

定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち定額助成額 (百万円)	農業者施工の内容				
	区画拡大								
	水路変更なし	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$) 現場条件(高低差 $\text{〇}m$) 表土扱い(有又は無) 畦畔除去のみの場合 $L = \text{〇〇〇}m$							
	水路変更あり	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$) 現場条件(高低差 $\text{〇}cm$) 表土扱い(有又は無)							
	暗渠排水	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$) 施工方法の選定理由 〔現場条件や施工機会 ^の 都合等による選定理由を記載〕 実施設計(外注)(有又は無) 地下かんがい(有又は無) 管径 $\text{〇〇}mm$							
	湧水処理	$L = \text{〇〇〇}m$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}m$) 表土扱い(有又は無) 管径 $\text{〇〇}mm$							
	末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
	末端畑地かんがい施設(樹園地)	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
	末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	〇〇 箇所 ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
	客土	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$)							
除礫	$A = \text{〇〇〇}a$ (うち集約化 $\text{〇〇〇}a$)								
		小計							
合計									

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A, B
定率助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円)	
定額助成の費用負担の方法(事業達成状況報告時のみ記載)	【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注:

- 1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
A: 防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B: 防災B型(ため池等整備等)
- 5) 第9の3の(1)のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、本計画の提出時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等(無償分)を全額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 11) 農地防災事業について、事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。